

食品安全情報（化学物質） No. 7/ 2012（2012. 04. 04）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【EC】](#)

1. 残留農薬
2. ある種の食品中のダイオキシン、ダイオキシン様 PCB、非ダイオキシン様 PCB の公的コントロールのためのサンプリングと分析法改訂
3. 加盟国における国の残留物質モニタリング計画の実施に関する EC スタッフワーキングペーパー2010
4. 食品以外の危険な製品についての緊急警告システム（RAPEX）
5. 食品獣医局（FVO）視察報告書：トルコ、アイルランド、ルーマニア
6. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 食品と飼料にシトリンが存在することに関連する公衆と動物健康リスクについての科学的意見
2. 遺伝毒性発がん性不純物の安全性を評価する：暴露マージンアプローチ
3. 食品/飼料に添加される遺伝毒性発がん性不純物の安全性を評価するための暴露マージンの適用可能性についての声明
4. 健康強調表示関連
5. 遺伝子組換え生物関連
6. 飼料添加物関連
7. 香料関連
8. 食品と接触する物質関連
9. 乳児用ミルクとフォローアップミルクのタンパク源としてのヤギ乳タンパク質の適切性についての科学的意見
10. 食品と飼料の残留農薬コントロールデータを報告するために EFSA の標準サンプル記述を使うことについて
11. 清浄海水に適用される最小衛生基準と家畜用ボトル入り海水の公衆衛生リスクと衛生基準に関する科学的意見

[【FSA】](#)

1. チェルノブイリ後のヒツジ規制は廃止
2. FSA 最新研究
3. Mistral Laboratory Chemicals についての警告

[【MHRA】](#)

1. 香港衛生署は伝統的漢方薬に重金属と表示されていない医薬品が含まれることを発見

[【RIVM】](#)

1. 遺伝子組換え植物の一般サーベイランス：オランダでの実施可能性

[【EVIRA】](#)

1. ステビオール配糖体

[【FDA】](#)

1. 米警察はミズーリ州の販売業者の未承認不正商標表示医薬品を押収
2. FDA は BPA の研究を継続
3. 警告文書（2012年3月20日、27日公表分）

[【NTP】](#)

1. テクニカルレポート TR-571 カバカバ抽出物の毒性およびがん原性試験、F344/N ラットおよび B6C3F1 マウス (強制経口投与)

【EPA】

1. 有害な可能性のある化学物質の新規使用を制限する規則を提案/EPA は同時に PBDEs の健康環境影響について追加の試験を要求

【USDA】

1. USDA はアメリカ人に外来性害虫を予防しアメリカの農業を守ることを強く呼びかける

【NIH】

1. The Scoop (消費者向けニュースレター)

【NYC DOHMH】

1. NYC 保健省は生鮮バルク豆腐とボツリヌス症患者 2 人を関連づける

【FSANZ】

1. FSANZ の意見募集文書では栄養物質と新規食品の規制に新しいアプローチを提案
2. マイナー肉の提案に意見募集
3. 園芸報告書に意見募集
4. 植物ステロールに富むミルクの用量制限変更申請

【APVMA】

1. APVMA サイエンスフェローはアメリカのサミットで除草剤耐性について警告
2. ジウロンの停止を継続

【NZFSA】

1. サプリメント食品の基準変更が迫る

【KFDA】

1. 食品原料に対するすべての情報を 1 ヶ所に!
2. インド産の乾燥唐辛子の残留農薬基準超過で回収措置
3. 医薬品服用時にも食品相性を調べてみて下さい!

【その他】

・食品安全関係情報 (食品安全委員会) から

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 残留農薬

Plant Protection - Pesticide Residues - Community Legislation

http://ec.europa.eu/food/plant/protection/pesticides/community_legislation_en.htm

2012 年 3 月 26 日から Commission Regulation (EU) No 270/2012 により Regulation (EC) No 396/2005 の Annexes II と III が改訂された。

2. ある種の食品中のダイオキシン、ダイオキシン様 PCB、非ダイオキシン様 PCB の公的コントロールのためのサンプリングと分析法改訂

COMMISSION REGULATION (EU) No 252/2012 of 21 March 2012

laying down methods of sampling and analysis for the official control of levels of dioxins, dioxin-like PCBs and non-dioxin-like PCBs in certain foodstuffs and repealing Regulation (EC) No 1883/2006

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:084:0001:0022:EN:PDF>

ある種の食品中のダイオキシン及びダイオキシン様 PCB の公的コントロールのためのサンプリング及び分析法について、これまでは委員会規則(EC) No 1883/2006 で示していた。

2011年8月23日付の食品及び飼料中のダイオキシン、フラン、PCBの削減のための委員会勧告を受けて、サンプリング及び分析法に関する当該規則を改訂し、委員会規則(EU) No 252/2012 を公表した。

3. 加盟国における国の残留物質モニタリング計画の実施に関する EC スタッフワーキングペーパー2010

Commission Staff Working Paper on the implementation of national residue monitoring plans in the Member States in 2010 (Council Directive 96/23/EC)

http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/residues/workdoc_2010_en.pdf

2010年のEU残留モニタリング計画に参加した27ヶ国による、生きた動物及び動物製品736,806検体中の残留動物用医薬品及び残留物質(カビ毒、重金属等)の検査結果に関する報告書。さらに「不適合(non-compliant)」と判断された結果に対する参加国の取り組みについてもまとめている。

4. 食品以外の危険な製品についての緊急警告システム (RAPEX)

The Rapid Alert System for Non-Food Products (RAPEX)

Weekly overview report of RAPEX notifications report 13 - 2012

http://ec.europa.eu/consumers/dyna/rapex/create_rapex.cfm?rx_id=430

食用ではない芳香用ハーブ及びお香について(いわゆる脱法ハーブ)、事故が報告されているとして押収や回収されている(ポルトガル)。

製品名は次の通り。Fidel Mix ブランドの"Aromatic potpourri"、Pulse ブランドの Incenso de Hervas、Nirvana ブランドの Incenso de Hervas、Buzz ブランドの Incenso de Hervas、Fire 'n' ice ブランドの Incenso de Hervas、Tribe ブランドの Incense、Hayze ブランドの"Hawaiian Ultra"と Incense Gone Strawnanas!、Samurai Spirit ブランドの Herbal Incense、Spice ブランドの"Diamond Spirit"。

5. 食品獣医局 (FVO) 視察報告書

● トルコ 水産物と生鮮二枚貝

TR Turkey - fishery products and live bivalve molluscs

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2011-8887

2011年9月5～16日、トルコでのEU輸出用の水産物及び生鮮二枚貝の生産の公衆衛生状態を評価するためFVO視察を実施した。公的コントロールシステムは存在し、水産物については十分である。ただし生鮮二枚貝については、EUの要求を複数満たしていない。

● **アイルランド 農薬**

IE Ireland - pesticides

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2011-8990

2011年9月26～30日、アイルランドでの植物由来食品中の残留農薬のコントロールシステムを評価するためFVO視察を実施した。農薬の使用及び残留農薬のコントロールはよくなされている。ただし、乳児用等の調製粉乳は検査されているが、乳幼児及び小さい子ども用の加工シリアルベース食品及びベビーフードの検査が行われていなかった。

● **ルーマニア 農薬**

RO Romania - pesticides

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2011-8991

2011年10月3～11日、ルーマニアでの植物由来食品中の残留農薬のコントロールシステムを評価するためFVO視察を実施した。2008年の視察時と比較して改善されているが、検査機関の分析面などが依然不十分である。

6. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2012年第11週～第12週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載があるものは基準値超過（例外あり）

警報通知 (Alert Notifications)

ルーマニア産酢の亜硫酸 (25.6 mg/L) の非表示、日本産乾燥海藻ミックスの多すぎるヨウ素 (63 mg/kg)、イタリア産ミネラルウォーターのヒ素、イタリア産乾燥種抜きアブリコットの亜硫酸 (109.5 mg/kg) の非表示、中国産食品サプリメントの有毒ハーブ抽出物（高濃度ピロリジジンアルカロイド）、英国産チルド馬肉のフェニルブタゾン (12 µg/kg)、ポーランド産ニンジンのカドミウム (0.23 mg/kg)、オランダ産チェダーチーズのヒスタミン (1227 mg/kg)、デンマーク産プラスチック台所用品からの一級芳香族アミンの溶出 (0.48 mg/kg)、トルコ産サルタナレーズンの亜硫酸 (32.6 mg/kg) の非表示、スペイン産缶詰冷凍油漬マグロのヒスタミン、ペルー産ブドウのメソミルなど。

注意喚起情報 (information for attention)

コロンビア産枝つきタマリロのモノクロトホス (0.13 mg/kg)、タイ産未承認遺伝子組換えパパイヤ、米国産辛いチリソースのカプサイシノイド含量 (18157 mg/kg)、ベトナム産

醤油の 3-MCPD (45 $\mu\text{g/kg}$)、中国産ブロッコリーのクロルフェナピル (0.4 mg/kg)、ロシア産精製ひまわり油のベンゾ(a)ピレン (3.0 $\mu\text{g/kg}$)、米国産サプリメントの未承認施設での照射、スウェーデン産オート麦のデオキシニバレノール (2340 $\mu\text{g/kg}$)、エジプト産イチゴのメソミル (0.4 mg/kg)、英国産ラムレバーのダイオキシンとダイオキシン様 PCB (13.37、37.42 pg WHO TEQ/g)、アルゼンチン産チルドイカのカドミウム (8.47 mg/kg)、中国産メラミン皿からのホルムアルデヒドの溶出 (62.64 mg/kg)、中国産スプーンからのニッケルの溶出 (1.02 mg/kg)、ウズベキスタン産陶器ボウルからの鉛の溶出 (107 mg/L) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

ルーマニア産調理済みスモークソーセージの認可されていない色素の使用、タイ産未承認遺伝子組換えオーガニックパパイヤ、パキスタン産未承認遺伝子組換えバスマティ米、中国産食品サプリメントの未承認新規食品イカリソウ、中国産陶器コップからのカドミウムの溶出 (0.144 mg/dm^2)、ベルギー産砂糖がけアーモンドの多すぎるコチニール赤 A(186、573 mg/kg)、チェコ産ガラスコップからのカドミウムの溶出 (2.04 mg/L)、中国産メラミン皿からのホルムアルデヒドの溶出 (19.4 mg/kg)、エジプト産カモミール花の有機リン農薬 (1.5 mg/kg)、タイ産未承認遺伝子組換え生鮮パパイヤ、スペイン産チルドキハダマグロ切り身の一酸化炭素処理 (300、500 $\mu\text{g/dm}^2$) など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産生鮮ペッパーのプロシミドン (0.385 mg/kg)、インド産食品サプリメントのトリアゾホス (0.18 mg/kg)、モロッコ産サーディンのヒスタミン (232 mg/kg)、香港産米粉の未承認遺伝子組換え、中国産未承認遺伝子組換えベーカリー製品、中国産小麦麺のアルミニウム (14.9、16.5 mg/kg)、中国産未承認遺伝子組換えゴマ団子、中国産ステンレススチールカッターナイフからのクロムの溶出 (2.1 mg/kg)、中国産ステンレススチールワインポアラーからのマンガンの溶出 (1.0、0.1、1.0、1.1、0.3、0.7 mg/kg)、ドミニカ産トウガラシのカルベンダジム (0.383 mg/kg)、中国産サラダボウルからのホルムアルデヒドの溶出 (21.3、22.4、17.9 mg/kg)、中国産メラミン皿からのホルムアルデヒドの溶出 (25、31、44 ; 平均 33 $\mu\text{g/kg}$)、中国産コメ製品の未承認遺伝子組換え (CMV の 35S プロモーター配列)、ロシア産アーユルベータ茶飲料のアセタミプリド (0.4 mg/kg) とイミダクロプリド (0.25 mg/kg)、中国産ウサギ肉のクロラムフェニコール、中国産米麺の未承認遺伝子組換え、トルコ産生鮮ペッパーのホルメタネート (0.072、0.18 mg/kg)、中国産ビスケットの米の未承認遺伝子組換え、日本産緑茶のテブコナゾール (0.17 mg/kg)、インド産オクラのトリアゾホス (0.8 mg/kg) とフェンピロキシメート (0.09 mg/kg)、インド産カレーの葉のカルベンダジム (0.32 mg/kg)、インド産カレーの葉のメタミドホス (0.23 mg/kg) とアセフェート (1.8 mg/kg) とプロフェノホス (1 mg/kg) とカルベンダジム (4.9 mg/kg) とトリアゾホス (2.6 mg/kg) とピフェントリン (0.56 mg/kg) とプロパルギット (0.047 mg/kg) とジエチオン (0.87 mg/kg)、中国産ナイロン台所用品セットからの一級芳香族アミンの溶出 (アニリン 0.08、メチレンジアニリン 1.82 mg/kg)、トルコ産チルドトマトの

プロシミドン (0.138 mg/kg)、インド産カレーの葉のエンドスルファン (1.5 mg/kg) とプロフェノホス (26 mg/kg) とトリアゾホス (5.8 mg/kg) とビフェントリン (0.38 mg/kg) とアセタミプリド (6.6 mg/kg) とジエチオン (11 mg/kg)、中国産メラミントレイからのホルムアルデヒドの溶出 (平均 31 mg/kg)、中国産電気オーブンからの総溶出量 (2757 mg/kg)、香港産米紛の未承認遺伝子組換え、中国産米タンパク質パウダーの未承認遺伝子組換えなど。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 食品と飼料にシトリニンが存在することに関連する公衆と動物健康リスクについての科学的意見

Scientific Opinion on the risks for public and animal health related to the presence of citrinin in food and feed

EFSA Journal 2012;10(3):2605 [82 pp.] 23 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2605.htm>

EFSA は、食品及び飼料中のシトリニンに由来する健康リスクに関する科学的意見を欧州委員会より依頼された。

シトリニンは、*Aspergillus*、*Penicillium*、*Monascus* などのいくつかの種が産生するマイコトキシンであり、主に貯蔵された穀類に生じる。現在の検出データは、食事からの暴露を評価するには十分ではない。シトリニンは腎毒性があり、ラットの 90 日試験での NOAEL は 20 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日である。データが限られ不確実性もあるため健康のためのガイドライン値を設定するのは適切ではないと考えられるが、腎毒性の懸念のない量として 0.2 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日が設定できた。入手できるデータからは、腎毒性の懸念のない量では遺伝毒性や発がん性は排除できない。適切な暴露データがないので、穀物由来のシトリニンへの暴露が腎毒性の懸念のない量と同じであると仮定してリスクを検討した。ヒト (幼児、他の子ども、成人) の穀類高摂取群及び平均摂取群では、各々 9~53 $\mu\text{g}/\text{kg}$ および 19~100 $\mu\text{g}/\text{kg}$ が穀類のシトリニンの臨界濃度である。家畜では穀類のシトリニン濃度は NOAEL を超過する。CONTAM パネル (フードチェーンにおける汚染物質に関する科学パネル) は、不確実性が大きく、毒性や食品や飼料中濃度についてのデータがさらに必要だと結論した。

2. 遺伝毒性発がん性不純物の安全性を評価する : 暴露マージンアプローチ

Assessing the safety of genotoxic and carcinogenic impurities: the Margin of Exposure approach

30 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120330.htm>

食品や飼料中に遺伝毒性（細胞の遺伝物質である DNA を傷害する可能性のあるもの）かつ発がん性の物質が存在することによる安全上の懸念を検討する際には、EFSA のリスク評価者は暴露マージン（MOE）アプローチを使用する。食品や飼料に遺伝毒性発がん性物質が存在することは望ましいことではないが、環境中汚染物質や製造工程により生じ得る。MOE はある集団において評価した二つの要因：小さなただし測定可能な有害影響が初めて観察される用量と問題の物質の暴露量との比である。MOE は意図的にフードチェーンに加えられる規制対象物質（例えば食品や飼料添加物や食品と接触する物質）の安全性を評価するには使用されない。しかしながら EFSA の科学委員会は、極めて微量存在する遺伝毒性発がん性物質の安全性を評価するには有用であるとしている。MOE はリスク管理者にそのような物質を可能な限り低く維持するのに必要な、可能な対策を定義するのに役立つ。

3. 食品/飼料に添加される遺伝毒性発がん性不純物の安全性を評価するための暴露マージンの適用可能性についての声明

Statement on the applicability of the Margin of Exposure approach for the safety assessment of impurities which are both genotoxic and carcinogenic in substances added to food/feed

EFSA Journal 2012;10(3):2578 [5 pp.] 30 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2578.htm>

分析技術の向上により検出される不純物が増加し続けている。食品/飼料添加物や食品と接触する物質の中にも遺伝毒性発がん物質が低用量で検出される可能性がある。これらの物質は最終的には食品に移行する。科学委員会は、その発生源にかかわらず、遺伝毒性発がん性不純物については MOE アプローチが適用できるという意見である。科学委員会は 2005 年に発表した意見、動物実験の BMDL₁₀ を用いて全体的不確実性を考慮した上での暴露マージン 10,000 以上は公衆衛生上の視点からは懸念が低いであろうということを繰り返して示す。不純物の評価に MOE アプローチを採用する場合には、その導出、大きさ、導出の際の不確実性を説明すべきである。その MOE は懸念すべきなのか、懸念は低いのか、安全上の懸念とはならないのかも同時に説明すべきである。

4. 健康強調表示関連

● 鉄と正常な毛髪の成長と維持に関連する健康強調表示の立証に関する科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to iron and maintenance of normal hair growth pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(3):2602 [9 pp.] 15 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2602.htm>

鉄が「過剰な毛髪の消失を減らす」という強調表示について、因果関係は立証されていない。

- 食欲の評価、体重管理、血糖値に関連する健康強調表示のための科学的要件についてのガイダンス

Guidance on the scientific requirements for health claims related to appetite ratings, weight management, and blood glucose concentrations

EFSA Journal 2012;10(3):2604 [11 pp.] 21 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2604.htm>

NDA パネルによる食欲の評価、体重管理、血糖値に関連する健康強調表示のための科学的要件についての申請者向けガイダンス。

5. 遺伝子組換え生物関連

- 欧州委員会からの、GM ジャガイモ EH92-527-1 のオーストリアでの栽培のための販売禁止を支持する科学的要素の評価依頼についての声明

Statement on a request from the European Commission for the assessment of the scientific elements supporting the prohibition for the placing on the market of GM potato EH92-527-1 for cultivation purposes in Austria

EFSA Journal 2012;10(3):2627 [13 pp.] 28 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2627.htm>

欧州委員会は、オーストリアがセーフガード条項により GM ジャガイモ EH92-527-1 の栽培のための販売を禁止すると通知したため、EFSA にこの禁止の根拠となる科学的要素を評価するよう依頼した。オーストリアが提供したデータと、その他全ての関連データを考慮した結果、EFSA の GMO パネル（遺伝子組換え生物に関する科学パネル）と BIOHAZ パネル（生物学的ハザードに関する科学パネル）は特に安全性に関する新しいデータはないと結論した。オーストリアのセーフガード条項を支持する根拠はない。

- **Regulation (EC) No 1829/2003** 下での昆虫耐性除草剤耐性遺伝子組換え綿 **MON 531 × MON 1445** 由来成分を含む食品や飼料の販売と、**MON 531 × MON 1445** 由来既存製品の認可更新に関する **EFSA-GMO-UK-2005-09** と **EFSA-GMO-RX-MON531×MON1445** の適用に関する科学的意見

Scientific Opinion on applications EFSA-GMO-UK-2005-09 and EFSA-GMO-RX-MON531×MON1445 for the placing on the market of food and feed produced from or containing ingredients produced from insect-resistant and herbicide-tolerant genetically modified cotton MON 531 × MON 1445, and for the renewal of authorisation of existing products produced from cotton MON 531 × MON 1445, both under Regulation (EC) No 1829/2003 from Monsanto

EFSA Journal 2012;10(3):2608 [31 pp.] 28 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2608.htm>

GMO パネルは、本件について安全上の問題は同定できないと結論した。

6. 飼料添加物関連

- **マイナー家禽種の飼料添加物としての Phyzyme XP (6-フィターゼ)の安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Phyzyme XP (6-phytase) as a feed additive for minor poultry species

EFSA Journal 2012;10(3):2619 [9 pp.] 22 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2619.htm>

Phyzyme XP は、遺伝子組換え種の *Schizosaccharomyces pombe* (ATCC 5233) が産生する 6-フィターゼを含む飼料添加物であり、肥育用の鶏及び七面鳥の飼料への使用は認可されている。本件は、既に認可されている飼料添加物の適用拡大申請である。作用機序は鳥類で同じと想定できることから、マイナー種でも有効であるとみなせると結論した。

- **全ての動物種用の香料として使用された場合のフェニルエーテルアルコール、フェニル酢酸、関連エステル、フェノキシ酢酸及び関連エステル（化学グループ 15）の安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of phenyl ethyl alcohols, phenylacetic acids, related esters, phenoxyacetic acids and related esters (chemical group 15) when used as flavourings for all animal species

EFSA Journal 2012;10(3):2625 [16 pp.] 22 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2625.htm>

飼料中 1~1.5mg/kg での使用による安全上の懸念はない。水と飼料への同時使用は安全性マージンが少なくなるので認められない。18 化合物は全て食品中に香料として使用されており、飼料中での機能も基本的には食品と同様であり有効性についてのさらなる検討は必要ないと結論した。

- **全ての動物種用の香料として使用された場合の脂環式および芳香族ラクトン（化学グループ 11）の安全性と有効性に関する科学的意見**

Scientific Opinion on the safety and efficacy of alicyclic and aromatic lactones (chemical group 11) when used as flavourings for all animal species

EFSA Journal 2012;10(3):2622 [14 pp.] 21 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2622.htm>

3-プロピリデンフタリド、3-ブチリデンフタリドおよび 3,4-ジヒドロクマリンについて。3-ブチリデンフタリドについては純度のデータがないため評価できない。

- 反芻動物用尿素の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Urea for ruminants

EFSA Journal 2012;10(3):2624 [12 pp.].

23 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2624.htm>

第一胃での微生物タンパク質合成の窒素源及び他のタンパク質の代替としての反芻動物用飼料への尿素添加の安全性及び有効性に関する科学的意見。

- ニワトリ肥育用飼料添加物としての CRINA® Poultry Plus (安息香酸とエッセンシャルオイルからなる製剤)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on safety and efficacy of CRINA® Poultry Plus (preparation of benzoic acid and essential oil compounds) as feed additive for chickens for fattening

EFSA Journal 2012;10(3):2620 [22 pp.] 23 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2620.htm>

FEEDAP パネル（飼料添加物に関する科学パネル）は、提案された添加量での安全性については結論を出せなかった。また、有効性についても根拠が不十分だとしている。

- 全ての動物種用の飼料添加物としての亜鉛化合物(E6)の安全性と有効性に関する科学的意見：Zinpro Animal Nutrition Inc.から提出された申請に基づくアミノ酸水和物の亜鉛キレート

Scientific Opinion on safety and efficacy of zinc compounds (E6) as feed additives for all animal species: Zinc chelate of amino acids hydrate, based on a dossier submitted by Zinpro Animal Nutrition Inc.

EFSA Journal 2012;10(3):2621 [22 pp.] 23 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2621.htm>

飼料添加物としてのアミノ酸水和物の亜鉛キレートの使用は、現在の消費者による亜鉛への暴露へ影響を与えるとは考えられず、消費者への安全性の懸念はない。土壌組成への直接的な懸念はないが、地表水への排水に関連する環境への懸念は存在する。最終結論を出すには、さらなる評価と追加データが必要である。

- 全ての動物種用のサイレージ添加物としての *Lactobacillus brevis* (DSMZ 21982)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus brevis* (DSMZ 21982) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2012;10(3):2617 [11 pp.].

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2617.htm>

L. brevis は QPS (Qualified Presumption of Safety) アプローチが適しているとみなせる。*L. brevis* は、サイレージ生産改善の可能性がある

*参考：食品安全情報 No. 26 / 2007 (2007. 12.19) 参照

EFSA に問い合わせのあった微生物の評価に QPS (Qualified Presumption of Safety: 適格な安全性の推定) アプローチを導入することに関する科学委員会の意見

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2007/foodinfo200726.pdf>

頻繁に EFSA の評価対象となる微生物について、分類学上のグループ (属、種など) の安全性評価を 4 つの項目 (分類学上の分類、そのグループについて安全性の結論を出すための情報が充分あるか (熟知度)、グループに既知の病原体が含まれるか、最終使用目的) にもとづいて QPS 認定を行うことが提案された。安全面での懸念がなかった場合、または懸念はあったが解明して除外できた場合、そのグループは QPS ステータスと認定され、特別な場合を除き、安全性をさらに評価する必要はないと考えられる。

- 全ての動物種用の DL-メチオニン、DL-メチオニンナトリウム塩、メチオニンのヒドロキシ類似体、メチオニンのヒドロキシ類似体のカルシウム塩、乳牛用のメチオニンのヒドロキシ類似体のイソプロピルエステルと技術的純度ビニルピリジン/スチレンコポリマーで保護された DL-メチオニン、反芻動物用技術的純度エチルセルロースで保護された DL-メチオニンについての科学的意見

Scientific Opinion on DL-methionine, DL-methionine sodium salt, the hydroxy analogue of methionine and the calcium salt of methionine hydroxy analogue in all animal species; on the isopropyl ester of methionine hydroxy analogue and DL-methionine technically pure protected with copolymer vinylpyridine/styrene in dairy cows; and on DL-methionine technically pure protected with ethylcellulose in ruminants

EFSA Journal 2012;10(3):2623 [42 pp.] 30 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2623.htm>

メチオニンは全ての動物の必須アミノ酸である。適切な量のメチオニンとその類似体添加は標的動物にとって安全である。飲料水への添加は認めない。

7. 香料関連

- 香料グループ評価 47 改訂 1 (FGE.47Rev1):化学グループ 8 の 2-および 3 環二級アルコール、ケトンおよび関連エステル類

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 47, Revision 1 (FGE.47Rev1): Bi- and tricyclic secondary alcohols, ketones and related esters from chemical group 8

EFSA Journal 2012;10(3):2637 [43 pp.] 28 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2637.htm>

6 物質について評価した。MSDI (Maximised Survey-derived Daily Intakes) アプローチによる推定摂取量では安全上の懸念はない。

- 香料グループ評価 73 改訂 1 (FGE.73Rev1): EFSA が FGE.12Rev2 で評価した一級飽和または不飽和脂環式アルコール、アルデヒド、エステルに構造的に関連する JECFA 第 59 回会合で評価された脂環式 1 級アルコール、アルデヒド、酸及び関連エステル

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 73, Revision 1 (FGE.73Rev1): Consideration of alicyclic primary alcohols, aldehydes, acids and related esters evaluated by JECFA (59th meeting) structurally related to primary saturated or unsaturated alicyclic alcohol, aldehyde, and esters evaluated by EFSA in FGE.12Rev2 (2011)

EFSA Journal 2012;10(3):2638 [26 pp.] 28 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2638.htm>

16 物質について評価した。MSDI アプローチによる推定摂取量では安全上の懸念はない。

- 試験のための代表化合物リストについての声明

Statement on List of Representative Substances for Testing

EFSA Journal 2012;10(3):2639 [9 pp.] 23 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2639.htm>

EFSA は香料グループのリスク評価を依頼されている。EFSA は、CEF パネル（食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル）に対し、香料評価手法による評価のために追加データが必要とされた物質のリストを作成するよう要請した。本声明は 2011 年に作成された更新版であり、遺伝毒性、毒性、代謝などの追加データが必要とされた 33 物質についてである。

8. 食品と接触する物質関連

- 食品と接触する物質としての窒化チタンナノ粒子の安全性評価についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance, titanium nitride, nanoparticles, for use in food contact materials

EFSA Journal 2012;10(3):2641 [8 pp.] 28 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2641.htm>

CEF パネルは、ポリエチレンテレフタレート (PET) にのみ最大 20 mg/kg で使用された場合には消費者への安全上の懸念はないと結論した。

- 機能的包装材料に使用される有効成分活性炭、水、鉄粉、焼成カオリン、硫黄、塩化ナトリウムの安全性評価についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the active substances, activated carbon, water, iron powder, kaolin calcined, sulphur and sodium chloride for use as active

component in food contact materials

EFSA Journal 2012;10(3):2643 [12 pp.] 28 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2643.htm>

CEF パネルは、小袋に入れた酸素吸収剤としての使用による安全上の懸念はないが、小袋は液状食品と直接接触すべきではないと結論した。

- 機能的包装材料に使用される有効成分水素化ホウ素ナトリウムとパラジウムの安全性評価についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the active substances, sodium borohydride and palladium acetate for use in active food contact materials

EFSA Journal 2012;10(3):2640 [9 pp.] 28 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2642.htm>

パラジウムの遺伝毒性はなく、0.05 mg/kg 食品までの低濃度では毒性学的件はない。ホウ素の上限摂取量には 2004 年の EFSA の NDA パネルによる 10 mg/人/日を採用する。パラジウムの食品への溶出は検出限界 (0.0005 mg/kg) 以下で、ホウ素は最大 0.09 mg/kg である。1 日に最大 1kg のホウ素を含む包装に接触した食品を食べても上限の 111 分の 1 であり、安全上の懸念はない。

- 食品と接触する物質としての 1,2-ベンズイソチアゾール-3(2H)-オン 1,1-ジオキシド、ナトリウム塩の安全性評価についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety evaluation of the substance, 1,2-benzisothiazol-3(2H)-one 1,1-dioxide, sodium salt, CAS No. 128-44-9, for use in food contact materials

EFSA Journal 2012;10(3):2640 [9 pp.] 28 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2640.htm>

CEF パネルは、ポリエステルの添加物として使用されるこの物質に消費者の安全上の懸念はないと結論した。

9. 乳児用ミルクとフォローアップミルクのタンパク源としてのヤギ乳タンパク質の適切性についての科学的意見

Scientific Opinion on the suitability of goat milk protein as a source of protein in infant formulae and in follow-on formulae

EFSA Journal 2012;10(3):2603 [18 pp.] 15 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2603.htm>

NDA パネル (食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル) は、乳児用ミルクとフォローアップミルクのタンパク源としてのヤギ乳タンパク質の適切性について、最終製品の組成が基準に合致していればヤギ乳は乳児用ミルクとフォローアップミルクのタンパク源と

して適切であると結論した。

10. 食品と飼料の残留農薬コントロールデータを報告するために EFSA の標準サンプル記述を使うことについて

Use of the EFSA Standard Sample Description for the reporting of data on the control of pesticide residues in food and feed according to Regulation (EC) No 396/2005

20 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2628.htm>

EFSA に提出される食品及び飼料の残留農薬モニタリングの結果を報告する際の、統一された記述モデルのリスト。

11. 清浄海水に適用される最小衛生基準と家畜用ボトル入り海水の公衆衛生リスクと衛生基準に関する科学的意見

Scientific Opinion on the minimum hygiene criteria to be applied to clean seawater and on the public health risks and hygiene criteria for bottled seawater intended for domestic use

EFSA Journal 2012;10(3):2613 [85 pp.] 29 March 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2613.htm>

海水中の微生物と化学汚染物質について。

海水を貝などの水産物の蘇生に使うことによる無機および有機化合物のリスクは小さい。ボトル入り海水の家畜用使用については、ヒトが飲用する可能性があり健康上の懸念があり得るため、ヒト用の飲料水基準に従うべきである。殺菌には臭素酸塩やトリハロメタンのような有害な副生成物の発生を予防するため UV や物理的方法が好ましい。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. チェルノブイリ後のヒツジ規制は廃止

Post Chernobyl sheep controls to be removed

Tuesday 20 March 2012

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2012/mar/chernobyl>

FSA の理事会は、1986 年のチェルノブイリ原子力発電所事故後に行われていたヒツジの 'Mark and Release' モニタリング規制を廃止することに合意した。

本保護措置が食品安全を維持するために今後も必要かを FSA が評価した。結論として、現行の管理は非常に低いリスクにはふさわしくなく、廃止することが消費者の安全性を危うくするわけではないとされた。

消費者、農場経営者及び組合、貿易関係者など主な利害関係者との12週間にわたる協議の後、理事会は合意した。制限されていた全ての農場が6月1日よりモニタリングをせずにヒツジの移動を許可される。

2. FSA 最新研究

Latest research published by the FSA

Thursday 29 March 2012

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2012/mar/march-research>

FSAは、2012年3月に発表された研究の要約を作成した。この中にはGMOの新しいスクリーニング法やスコットランドの栄養摂取推定などが含まれている。

- ・ GMOseek (バイオインフォマティクスツール)
- ・ スコットランドの栄養摂取推定

3. Mistral Laboratory Chemicals についての警告

Warning over Mistral Laboratory Chemicals

Thursday 29 March 2012

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2012/mar/mistral>

FSAは、Mistral Laboratory Chemicals社から食品製造用に使用された化学物質を購入した個人や企業に対し、使用しないよう助言している。

北アイルランドのアントリム州にあるこの会社は、製品を自社のウェブサイトやeBayなどのサイトで販売している。Mistralが製品に使用しているラベルの例を添付した(<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/mistrallabel.pdf>: Sorbitol Food Grade 5kgと記載)。当該業者は食用製品の販売を自粛している。

イタリア当局が最近イタリアの個人クリニックで女性が死亡した状況を調査中である。その捜査にはMistral社が食用に供給した製品が関与している。英国ではMistral社の製品に関連した食品関連事故は報告されていないが、FSAは予防的にこの警告を発する。

もしこれらの製品を所持していたら地元の健康環境事務所に連絡するように。FSAは、新たな情報があれば提供する。

*参考：イタリアの個人クリニックで、医師がインターネットを介して購入したソルビトールと称する製品を、小腸吸収不良を診断するためのプレテスト溶液に使用したところ、1名の女性患者が死亡し、他に2名の患者が入院した。その後の調査で、使用されたのはソルビトールではなく亜硝酸ナトリウムだと確認された。どの段階で間違いが生じたのかは現時点では明らかではない。

●英国医薬品・医療製品規制庁 (MHRA : Medicines and Healthcare products Regulatory

Agency) <http://www.mhra.gov.uk/>

1. 香港衛生署は伝統的漢方薬に重金属と表示されていない医薬品が含まれることを発見
Department of Health in Hong Kong finds Traditional Chinese Medicines to contain
heavy metals and undeclared pharmaceuticals

2 April 2012

<http://www.mhra.gov.uk/Safetyinformation/Generalsafetyinformationandadvice/Herbalmedicines/Herbalsafetyupdates/Allherbalsafetyupdates/CON149605>

香港衛生署が確認したところによると、Anshen Bunao Pian (Chung Lien Kulin Brand) に中国の基準値の 55 倍の水銀が含まれていた。当該製品は中国本土で製造され、不安症及び不眠症用としている。

また Bi Yan Pian には微量のパラセタモールが確認された。当該製品は中国本土で製造され、鼻炎の症状用としている。

● オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 遺伝子組換え植物の一般サーベイランス : オランダでの実施可能性

General surveillance of genetically modified plants : Possibilities for implementation in the Netherlands

2012-03-28

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/601040001.html>

ヨーロッパ規制では GM 作物の商用栽培において予期せぬ環境への悪影響が起こらないかどうかチェックすべきであるとしている。主に生物多様性と健康的な土壌などを対象にしているが、「予期せぬ影響」は追跡が困難であるためどのようにサーベイランスをすべきかについては明白ではない。そのため最初は既存の監視網を使用することになるだろう。その文脈で RIVM は GM 作物の一般サーベイランスに使用できる可能性のあるネットワークを調査した。

● フィンランド食品安全局 (Evira/ Finnish Food Safety Authority)

<http://www.evira.fi/portal/en/evira/>

1. ステビオール配糖体

Steviol glycosides

http://www.evira.fi/portal/en/food/manufacture_and_sales/labelling/steviolglycosides_in_labelling/

2011年12月2日から *Stevia rebaudiana Bertoni* の葉から抽出したステビオール配糖体 (E 960) が甘味料として認可された。ステビアそのものを食品として販売することはまだ禁止されている。

甘味料としてのステビオール配糖体は純度基準を満たさなければならない。使用量と使用可能な食品も決まっている。

表示は消費者に誤解を与えるものであってはならない。成分リストに「甘味料 (ステビオール配糖体)」または「甘味料(E 960)」と表示しなければならない。

ステビオール配糖体、レバウジオシド A、ステビオシド、植物由来甘味料などは使用できるが、ステビア (植物) やステビア抽出物は使用できず (ステビアそのもの又は一部の使用を示すものであるため)、自然甘味料、天然甘味料、人工甘味料を含まないなどの言葉も使用できない。

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. 米警察はミズーリ州の販売業者の未承認不正商標表示医薬品を押収

U.S. Marshals seize unapproved and misbranded drug products at Missouri distributor
March 29, 2012

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm297894.htm>

Notions-n-Things Distribution 社の保有していた 3 つの製品、Chickweed Healing Salve (コンフリーを含み皮膚がん治療用と宣伝されていた)、To-Mor-Gone (がんなどに効くと宣伝)、R.E.P. (ストレスや頭痛や感染治療用と宣伝) を押収した。いずれの製品も FDA に認可されていない。Chickweed Healing Salve はコンフリーを含むため全身毒性があり、To-Mor-Gone は腐食性のアカネグサを含むため厚い傷跡を作りがんの再発をマスクする可能性がある。

2. FDA は BPA の研究を継続

FDA Continues to Study BPA

03/30/2012

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm297954.htm>

FDA の評価は、現時点での科学的根拠は、食事からの微量の BPA 暴露は安全ではないことを示唆していないということである。FDA は BPA について広範な研究を行い、数百の研

究をレビューし、一部の研究で示唆されている懸念及び疑問に継続的に対応する。

FDA の科学者は、最近乳児の食事からの BPA の暴露量はこれまで信じられていたより相当少ないことを発見し、さらに人体に入った微量の BPA は成人であろうと子どもであろうと速やかに代謝され排出されることを発見した。

* 自然資源防衛協議会 (NRDC : Natural Resources Defense Council) への回答文書

<http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=FDA-2008-P-0577-0007>

誓願却下 (NRDC がビスフェノール A を禁止することを求め FDA が拒否した)

NRDC は、ビスフェノール A の推定暴露量について成人では 0.185 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、乳児では 2.42 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日としているが、FDA の新しい研究では成人及び子どもで 0.1~0.2 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、乳児で 0.2~0.4 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日である。NRDC は、ビスフェノール A の最低影響量 (LOAEL) に 10 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日を使用して安全係数 10,00 を使用すべきとしているが、ヒトでの妥当性に問題のある研究ばかりである。

3. 警告文書 (2012 年 3 月 20 日、27 日公表分)

- Moniz Dairy Farm 3/16/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm296408.htm>

残留動物用医薬品ペニシリンとスルファメサジンの違反。

- A&M Farms 3/13/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm296035.htm>

残留動物用医薬品ペニシリンの違反の違反。

- Sullivan Lane Farm 3/26/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm297392.htm>

残留動物用医薬品 乳牛のスルファメタジンの違反。

- Double Aught Dairy 3/9/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm297243.htm>

残留動物用医薬品 ペニシリンの違反。

- Box Canyon Dairy 3/6/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm296685.htm>

残留動物用医薬品 スルファジメトキシンの違反。

-
- 米国 NTP (National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム)

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. テクニカルレポート TR-571 カバカバ抽出物の毒性およびがん原性試験、F344/N ラットおよび B6C3F1 マウス (強制経口投与)

Technical Report No. TR-571, Toxicology and Carcinogenesis Studies of Toxicology and Carcinogenesis Studies of Kava Kava Extract (CAS No. 9000-38-8) in F344/N Rats and B6C3F1 Mice (Gavage studies)

http://ntp.niehs.nih.gov/ntp/htdocs/LT_rpts/TR571.pdf

カバカバ製品は、熱帯低木 *Piper methysticum* の根の抽出物である。従来は南太平洋地域で祭事用飲料として使用され、現在は抗不安薬の代替ハーブ製品として使用されている。カバカバはいくつかの国で、ヒトでの肝臓毒性との関連性が報告されてきた。

NTP では、カバカバ抽出物の毒性及び発がん性についてラット及びマウス試験を実施した。ラットには 0.1、0.3、1 g/kg bw、マウスには 0.25、0.5、1 g/kg bw を投与し、対照群にはコーン油を投与した。結果は次の通り。

- ・ オスラットでは発がん性について equivocal evidence (はっきりしない根拠) (精巣間質細胞腺腫) がある。
- ・ メスラットでは発がん性の根拠はない。
- ・ オスマウスでは発がん性について明確な根拠がある (肝芽腫)。
- ・ メスマウスでは発がん性についての幾分かの根拠がある (肝細胞腺腫及びがんの合計)。
- ・ カバカバ抽出物は雌雄ラットで肝臓、前胃、腎臓、目、膵臓の、雌雄マウスの肝臓、メスマウスの前胃の非がん性病変を増加させた。

● 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. 有害な可能性のある化学物質の新規使用を制限する規則を提案/EPA は同時に PBDEs の健康環境影響について追加の試験を要求

Rules Proposed to Limit New Uses of Potentially Harmful Chemicals / EPA also calls for additional testing on health and environmental impacts of PBDEs

03/20/2012

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/bd4379a92ceceac8525735900400c27/ab152df292f2eef6852579c70050910f!OpenDocument>

ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDEs)、ベンジジン色素、短鎖塩化パラフィン、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)、フタル酸ジ-n-ペンチルフタル酸 (DnPP) の 5 つの化合物類について、新たに使用する場合には EPA に報告するという規則を提案する。また PBDEs の健康環境影響について追加の試験を提案する。

* 詳細 : Existing Chemicals

<http://www.epa.gov/oppt/existingchemicals/>

●米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. **USDA** はアメリカ人に外来性害虫を予防しアメリカの農業を守ることを強く呼びかける

USDA Urges Americans to Prevent Invasive Pests, Protect American Agriculture

APRIL 2, 2012

http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2012/04/invasive_pests_month.shtml

4月 はアメリカの野菜、果物及び植物を外来の害虫、病気及び有害な雑草の侵入から守ることの大切さについて啓発する月である。

人々に対して以下を求める

- ・ 薪は地元から購入し地元のものを燃やす
- ・ 植物を植えるときには注意
- ・ 検疫をうけた生鮮植物だけを買う、郵送や持ち込みはしない
- ・ 検疫には協力する
- ・ 旅行用品や車のタイヤなどはきれいにする
- ・ 外来生物について知る
- ・ 海外旅行の検疫ではきちんと申告する

* 情報提供サイト : <http://www.hungrypests.com/>

● NIH (米国国立衛生研究所) のダイエタリーサプリメント局 (ODS : Office of Dietary Supplements) <http://ods.od.nih.gov/>

1. **The Scoop** (消費者向けニュースレター)

March 2012

http://ods.od.nih.gov/News/The_Scoop_-_March_2012.aspx

(ニュースから抜粋)

ー健康への懸念のため軍の施設からダイエタリーサプリメント排除ー

国防総省が軍の施設で DMAA (1,3-ジメチルアミルアミン) を含む製品の販売を一時的に中断した。2人の兵士の死亡を含む重大な健康影響報告があったためである。DMAA はエネルギーや集中、代謝を高めるなどの宣伝文句で単独または他の成分との組み合わせ(しばしばカフェイン)でサプリメントとして販売されている。国防総省は現在 DMAA の安全性についての科学的根拠をレビュー中であり、陸軍はこのアンフェタミン様成分と人体への有害影響の関連についての研究を行う予定である。DMAA を含む製品のリストを含むさらなる情報については以下のウェブサイトから入手可能である。

<http://hprc-online.org/blog/dmaa-containing-products-in-question>

(別名の中にゼラニウム (抽出物)、合成ゼラニウムなどがある)

● ニューヨーク市保健精神衛生局

(NYC DOHMH : New York City Department of Health and Mental Hygiene)

<http://www.nyc.gov/html/doh/html/home/home.shtml>

1. NYC 保健省は生鮮バルク豆腐とボツリヌス症患者 2 人を関連づける

NYC Health Department Links Fresh Bulk Tofu to Two Reported Cases of Botulism

March 30, 2012

<http://www.nyc.gov/html/doh/html/pr2012/pr010-12.shtml>

ーニューヨーク市のどこで購入したものでも冷蔵されていないばらの豆腐はただちに廃棄することー

NYC 保健省はボツリヌス症の確認事例 1 例と疑い例 1 例を調査している。ボツリヌス中毒は希であるが極めて重症であり、ニューヨーク市での発症例は過去 15 年間に 1 例しかない。いずれの患者も中国語を話す Queens の住人で、最近 Flushing の同じ店から冷蔵されていないばらの豆腐を購入した。この豆腐はこの店で製造したものではなく、由来は現在調査中である。この種の豆腐は水を張った入れ物に密封されずに販売されており、原因として極めて疑わしいが確認はされていない。

この豆腐からさらに発酵させて腐乳を作ることがあるが、これも捨てること。個別包装され冷蔵されている豆腐は安全である。

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局

(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. FSANZ の意見募集文書では栄養物質と新規食品の規制に新しいアプローチを提案

FSANZ consultation paper proposes new approach to regulation of nutritive substances and novel foods

26 March 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/mediacentre/mediareleases/mediareleases2012/26march2012fsanzcons5467.cfm>

FSANZ は、栄養物質と新規食品の規制案について 2012 年 5 月 21 日まで意見を募集する。現在の食品基準法では、栄養物質とは通常食品としてそのままの形では食べないもの

や成分として使用されるアミノ酸のようなもののことである。新規食品はヒトの摂取歴がない食品や物質のことである。

FSANZ 長官の Steve McCutcheon は、現在の定義の解釈には困難なことがあるため、別のアプローチを探っていた。新しい案ではこれらの定義を削除する。そして「食品にふさわしいもの (eligible foods) *」の基準に置き換える。この基準に適さないものは「不的確」として評価が必要になる。もし食べても安全とみなされれば食品基準に認められる食品としてリストアップされる。

* 「食品にふさわしいもの eligible foods」の基準は、EFSA が安全と見なした微生物、主要食品、主要食品を分画したり発酵したり乾燥したりしたもの、主要食品から抽出して食品と同様の濃度で添加されたものなどとされている。

2. マイナー肉の提案に意見募集

Call for submissions on minor meat species proposal

26 March 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/mediacentre/mediareleases/mediareleases2012/26march2012callforsu5469.cfm>

マイナー肉種や野生狩猟肉（カンガルー、ワニ、ウサギ、ダチョウ、エミューを含む）の食品安全対策について意見を 2012 年 5 月 21 日まで募集する。

3. 園芸報告書に意見募集

Horticulture report released for consultation

26 March 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/mediacentre/mediareleases/mediareleases2012/26march2012horticult5464.cfm>

野菜や果物、キノコ、木の実、食べられる花などの生鮮品の安全性についての報告書を発表し、2012 年 5 月 21 日まで意見を募集する。

4. 植物ステロールに富むミルクの用量制限変更申請

Application seeks change to volume restriction on phytosterols-enriched milk

26 March 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/mediacentre/mediareleases/mediareleases2012/26march2012applicati5468.cfm>

植物ステロールを多く含むミルクは 1L 以上の容器で販売することはできないという規制を廃止する新制についての評価案に 2012 年 5 月 7 日まで意見を募集する。

- オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. APVMA サイエンスフェローはアメリカのサミットで除草剤耐性について警告

APVMA science fellow to warn on herbicide resistance at American summits

19 March 2012

http://www.apvma.gov.au/news_media/news/2012/2012-03-19_science_fellow_warn_herbicide_resistance.php

APVMA サイエンスフェローの Stephen Powles 教授は、農家に対し、貴重な除草剤についてもっと注意を払い、異なる除草剤を他の非化学的ツールと一緒にローテーションで使うよう警告する。1つのみの除草剤に頼りすぎると雑草が耐性を獲得してしまう可能性がある。2012年5月にワシントンDCで開催される米国除草剤耐性雑草管理戦略サミット (US national summit on herbicide resistance) での発表。

2. ジウロンの停止を継続

Diuron suspension to continue pending final decision

Date: 27 March 2012

http://www.apvma.gov.au/news_media/media_releases/2012/mr2012-01.php

APVMA はある種のジウロン製品の停止を 2012 年 11 月 30 日まで延長する。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 24/ 2011（2011. 11. 30）参照

【APVMA】化学物質規制機関は水系を守るためジウロンを一時停止

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201124c.pdf>

APVMA は、対象は熱帯作物、用水路、排水溝、産業や非農業的なものへの使用について 2011 年 11 月 28 日から 2012 年 3 月 31 日までジウロンの使用を一時停止すると発表していた。

-
- ニュージーランド食品安全局 (NZFSA : New Zealand Food Safety Authority) <http://www.nzfsa.govt.nz/>

1. サプリメント食品の基準変更が迫る

Imminent changes to the Supplemented Food Standard

23 Mar 2012

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/imminent-changes-supplemented-food-standard.htm>

食品タイプのダイエタリーサプリメントの製造・販売業者に対して、これらの製品の規

制が 2012 年 3 月 30 日に更新することについて再度注意を喚起する。

ニュージーランド食品（サプリメント食品）基準 2010 は、サプリメント食品基準（SFS）として知られており、2010 年 3 月 30 日に食品タイプのダイエタリーサプリメントを規制するために導入された。以前はダイエタリーサプリメント規制 1985 で規制されていた。SFS は 2 部構成であり、パート 1 では強化食品の組成や表示について定め、パート 2 では食品タイプのダイエタリーサプリメントについての既存規制を解説していた。

2012 年 3 月 31 日以降、SFS のパート 2 は存在しなくなり、全ての食品タイプのダイエタリーサプリメントはパート 1 の基準に従わなければならない。SFS はニュージーランドのみの基準である。

さらに保健省は、2012 年 4 月 9 日発効で一部の痩身用や運動機能用製品によく含まれている DMAA(1,3-ジメチルアミルアミン)の使用を禁止していることに注意する。つまり DMAA を含む製品の販売は 4 月 9 日以降は違法となる。

*参考：【保健省のサイト】DMAA Banned from 9 April 2012

08 March 2012

<http://www.health.govt.nz/news-media/news-items/dmaa-banned-9-april-2012>

●韓国食品医薬品安全庁（KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 食品原料に対するすべての情報を 1ヶ所に!

食品基準課/化学物質課 2012.03.15

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=17332&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、食品原料に関するすべての情報を 1ヶ所に集めて手軽に確認できるように食品原料ホームページ(食品原料道案内/<http://fse.foodnara.go.kr/origin>)を開設・運営すると発表した。

この食品原料ホームページは食品原材料 DB のみであった既存システムを拡大・改編し、▲食品原料の分類及び判断基準 ▲食品原料関連法令情報 ▲諸外国管理現況 ▲よくある質問など、食品原料に関する情報を総合的に提供するものである。特に、“生活の中の食品原料”メニューの中には「種子の安全な摂取のためのガイドライン」、「若菜をおいしく安全に食べる方法」、「山菜と毒草の区別法」など、生活の中で有用な食品情報が分かりやすく提供されている。事業者や集団給食所などで食品に使おうとする原料の食用可能可否を確認しようとする場合「食品原料使用診断」メニューを利用すれば手軽に使用可能可否を確認できるようにした。

食品原料ホームページは、食品医薬品安全庁ホームページ [<http://www.kfda.go.kr> → (情報資料 → KFDA 分野別情報 → 食品 → 食品原料)] または食品原料道案内

(<http://fse.foodnara.go.kr/origin>)を通じて確認することができる。

2. インド産の乾燥唐辛子の残留農薬基準超過で回収措置

食品管理課 2012.03.08

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=17274&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、インド産乾燥唐辛子から残留農薬エチオン(Ethion)が残留基準である 0.07ppm を超過 (3 件 : 0.79 ppm, 0.94 ppm, 1.54 ppm) して検出されたため、当該製品を流通・販売禁止として回収措置を行っている。

3. 医薬品服用時にも食品相性を調べてみて下さい!

薬理研究科/食品基準課 2012.03.08

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=17273&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、薬物と一緒に摂取する食品によって生じる可能性のある副作用を予防するため、医薬品の効果に影響を与える食品等に関する情報を提供する。

通常同時摂取する薬物の相互作用は服薬指導により予防されているが、食品と医薬品により発生する相互作用は広報及び教育を通じて理解を深めることが非常に重要である。

食品-薬品相互作用には、▲薬物の体内吸収減少、▲薬効の増加による副作用、▲新しい副作用発生などがある

食品としては、グレープフルーツジュース、オレンジジュース、クランベリージュース、コーヒー、緑茶、牛乳、ニンニクなどがある。

薬物の効能に影響を及ぼすフルーツジュース : <http://www.nifds.go.kr> -

食品摂取時注意事項 : <http://www.kfda.go.kr> (情報資料>広報物資料>一般広報物)

● その他

食品安全関係情報 (食品安全委員会) から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、欧州連合(EU)食品汚染物質調査統一支援プロジェクト立上げを発表

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu03540010475>

- 台湾行政院農業委員会、ラクトパミンに関する諮問会議を開催した旨公表

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu03540120364>

- 台湾行政院農業委員会、ラクトパミンを含む米国産牛肉の条件付き輸入解禁について記者会見を開催

<http://www.fsc.go.jp/fscis/foodSafetyMaterial/show/syu03540130364>

- 台湾行政院衛生署、ラクトパミンのリスク評価を行う旨公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03540140361>
- フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、ヒスタミンの基準が適用される酵素熟成させる水産物(発酵食品)についての意見書を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03540740475>
- ベルギー連邦フードチェーン安全庁(AFSCA)、フードチェーンに入るナノテクノロジーに関する意見書を発表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03540950344>

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室